

1 指定管理者に管理を行わせる施設の概要

(1) 施設名	薩摩川内市立甌島敬老園
(2) 設置条例	薩摩川内市立養護老人ホーム条例
(3) 設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項及び第20条の4の規定に基づき、入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。
(4) 施設の事業内容	養護老人ホームの運営及び管理
(5) 現在の管理形態	指定管理（併用制）

2 指定管理者に行わせる業務

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設、附属設備、備品等の保全に関する業務
- イ 諸設備、機器、備品等の管理、貸出し、点検立会い等
- ウ 電気及び機械設備の運転保安管理業務
- エ 設備、機械等の保守点検業務
- オ 警備業務
- カ 清掃業務（ごみ処理を含む。）
- キ 遺失物・拾得金の管理、警察署への届出及び時効による収納
- ク その他施設等の良好な維持管理に必要な業務

(2) 施設の運営に関する業務

- ア 入所相談、入所受託及び退所対応
- イ 入所者の監護及び入所者の金銭管理
- ウ 食事の提供
- エ 相談及び支援
- オ 社会生活上の便宜の供与等  
教養娯楽、レクリエーション、手続の代行、家庭との連携、交流等
- カ 健康管理

(3) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

(4) 自主事業

### 3 指定管理候補者の概要

(1) 名称	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会
(2) 所在地	薩摩川内市永利町4-1-07番地1
(3) 代表者名	会長 上屋 和夫
(4) 設立年月日	平成16年10月12日
(5) 基本財産	9,000千円
(6) 職員数	287人（令和7年4月1日現在）
(7) 事業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> <li>5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</li> <li>6 共同募金事業への協力</li> <li>7 心配ごと相談事業</li> <li>8 ボランティア活動の振興</li> <li>9 居宅介護等事業の経営</li> <li>10 障害福祉サービス事業の経営</li> <li>11 居宅介護支援事業の経営</li> <li>12 老人デイサービス事業の経営</li> <li>13 老人短期入所事業の経営</li> <li>14 福祉サービス利用支援事業</li> <li>15 生活福祉資金等貸付事業</li> <li>16 総合福祉会館の経営</li> <li>17 特別養護老人ホームの経営</li> <li>18 養護老人ホームの経営</li> <li>19 高齢者生活支援ハウスの経営</li> <li>20 訪問給食サービス事業の経営</li> <li>21 高齢者住宅等安心確保事業生活援助員派遣事業</li> <li>22 児童発達支援センターの経営</li> <li>23 児童発達支援事業施設の経営</li> <li>24 老人福祉バス及び障害者福祉バスの経営</li> <li>25 保育所の経営</li> <li>26 樋脇もくもくふれあい館の経営</li> <li>27 地域包括支援センターの経営</li> <li>28 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の</li> </ol>

	<p>経営</p> <p>29 成年後見事業</p> <p>30 指定保育所等訪問支援事業</p> <p>31 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>32 生活困窮者就労準備支援事業</p> <p>33 生活困窮者学習支援事業</p> <p>34 生活困窮者家計改善支援事業</p> <p>35 無料職業紹介事業</p> <p>36 福祉有償運送事業</p> <p>37 その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>
--	--

#### 4 当該指定管理候補者が示した事業計画の概要

(1) 基本方針	<p>入園者の一人ひとりが、個人として尊重され、生きがいを感じながらその人らしい園生活を送れるよう「やさしく、明るく、笑顔の社協」を信条として、思いやり、気遣いが行き届く施設サービスの提供を行うことで、地域の福祉向上を図る。</p>
(2) 管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気・機械等保全業務、清掃、警備等について、計画に基づき管理する。</li> <li>・ 防災、防犯について、緊急時のマニュアル及び緊急連絡網を作成するとともに、定期的に訓練を行い防災・防犯意識の向上に努める。</li> <li>・ 入園者の容態に変化があった場合は、医師に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、診療所への搬送、救急車の要請及びご家族へ速やかに連絡を行う。</li> </ul>
(3) 運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入園者の状態及びニーズの把握に努め、個々の処遇計画を策定し、必要な相談・援助業務及び支援業務を行うため指導及び訓練を実施する。</li> <li>・ トラブル防止に努め、苦情に関する受付窓口を設置し、第三者委員を置く。</li> <li>・ 防災設備の機能点検と避難通路の確保、職員に対する機器の操作、消火訓練及び地震・津波等を想定した総合訓練を実施する。</li> <li>・ 衛生管理を徹底し、健康管理や病気治療を迅速かつ適切に行うため、協力医療機関を定める。</li> <li>・ 入園者へのサービス向上のため年間行事計画を作成し、適切に行事等を実施する。</li> <li>・ 事業所内に各種委員会を設置し業務の改善に努める。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用促進を促すため広報活動に力を入れ、地域への情報発信を行う。</li> <li>・ 個人情報保護規程の遵守</li> <li>・ 事業計画等を施設に備え付ける。</li> </ul>																			
(4) 組織体制	園長（1名）、副園長（1名）、看護師（職員1名）、生活相談員（職員2名※1名兼務）、栄養士（職員1名）、事務員（職員1名）、宿直（非常勤2名）、支援員（職員5名※1名兼務、非常勤6名）、支援員補助（非常勤4名）、調理員（職員2名、嘱託員1名、非常勤3名）																			
(5) 支出計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th>金額（千円）</th> </tr> <tr> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">支 出</td> <td>人件費</td> <td>85,747</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>8,623</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>26,863</td> </tr> <tr> <td>委託等</td> <td>4,953</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>715</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>127,401</td> </tr> </tbody> </table>	項目		金額（千円）	令和8年度	支 出	人件費	85,747	光熱水費	8,623	修繕費	500	管理費	26,863	委託等	4,953	その他	715	合計	127,401
項目				金額（千円）																
		令和8年度																		
支 出	人件費	85,747																		
	光熱水費	8,623																		
	修繕費	500																		
	管理費	26,863																		
	委託等	4,953																		
	その他	715																		
	合計	127,401																		

#### 5 非公募による選定理由

受託事業者が変わることで利用者の心理面に与える影響を考慮し、また、これまでの適正な管理と運営状況から、現指定管理者である社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を非公募による候補者とすることにした。

#### 6 選定経過の概要

(1) 選定委員会 開催日	令和7年7月18日（金）
(2) 選定委員	保健福祉部長、財産マネジメント課長、高齢・介護福祉課長代理、利用者代表（1名）、地元代表者（1名）、有識者代表（1名） 計 6名
(3) 申請団体数	ア ①民間事業者 _____ ②NPO法人 _____ ③出資法人 _____ ④その他 <u>1</u> イ ①市内事業者 <u>1</u> ②市外事業者 _____ ③県外業者 _____ 計 <u>1</u> 者

(4) 選定の理由	施設の設置目的を踏まえた基本方針が適切であり、組織や人員等の業務運営体制も安定しており、利用者の安全と平等が確保できることと、薩摩川内市立甌島敬老園指定管理候補者選定委員会での審査結果を踏まえて、社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定する。
(5) 採点結果表	別紙のとおり。

(別紙) 採点結果表

審査項目		配点(6名の合計点)	薩摩川内市 社会福祉協議会
<b>1 事業計画書による施設の運営が、市民の安全と平等利用の確保を図るものであるか。</b>			
	関係する法律、条例等の基準が遵守され、利用者の安全対策や緊急な事故等への対応が適切に行われるものとなっているか。	30	25
	公平・公正性が確保されるものとなっているか。また、特定の団体等を優遇するものとなっていないか。	30	24
計		60	49
<b>2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるか。</b>			
	施設の設置目的が十分理解され、その目的を効果的に達成されるものとなっているか。また、提案した内容を確実に実施できるものとなっているか。	60	46
	利用等の関係する者のニーズの把握及び実現策が実施できるものとなっているか。	60	44
計		120	90
<b>3 施設の管理経費の縮減が図られるか。</b>			
	適正な経費の縮減が図られるようになっているか。	90	66
	収支予算書及び自主事業予算書について収入増が図られるものとなっているか。	90	63
計		180	129
<b>4 事業計画書に沿った管理・運営を安定して行う物的・人的能力を有しているか。</b>			
	管理運営にふさわしい団体の理念、運営方針を持っているか。また、施設の管理業務に対する基本方針は適切であるか。	60	50
	安定した運営を行うため、職員の採用、確保、指導・研修体制（クレーム対応を含む。）及び相談体制が確保されるものとなっているか。	60	42
	情報公開及び個人情報保護についての適正な取扱いができるものとなっているか。また、施設や備品の管理や修繕が適正に行われるものとなっているか。	60	44
計		180	136
<b>5 その他市長が定める必要な事項</b>			
	利用促進策が実施できるものとなっているか。	60	46
計		60	46
合計		600	450